

---

---

## 第三セクターに関する指針

---

平成25年10月  
日 向 市

## 目次

1	はじめに	2
2	第三セクターの現状	3
	① 第三セクターとは	3
	② 全国の状況	3
	③ 日向市の第三セクターの状況	4
3	市の関与の基本的な考え方について	5
	① 法人の必要性・採算性の検証について	6
	② 適切な事業手法の選択	6
4	市が取り組む課題について	7
	① 財政的関与の見直し	7
	○財政支援(補助金等の執行、委託事業の取り扱い)	7
	○損失補償又は債務保証について	7
	○資産(土地・建物等)の見直し	7
	② 人的関与の見直し	8
	○役員の就任	8
	○職員の派遣	8
	③ 点検・評価等の実施	8
	○事業の点検評価	9
	○経営状況の点検・評価	9
	④ その他の課題	9
	○情報公開の推進	9
	○指導監督等の強化	9
	○第三セクター経営検討委員会の設置	9
5	第三セクターが取り組む課題について	10
	○業務の効率化	10
	○経営責任の明確化	10
	○人事管理・給与の適正化	10
	※第三セクター改革プランの策定と進行管理	10
	第三セクター点検評価・経営改革に取り組むフロー	11
6	今後の方針	12
	○新規の第三セクターの設置	12
	○第三セクターの統合及び公益法人制度改革の取扱い	12
	○民間活力の導入及び行政事務の第三セクターへの移管	12
	○第三セクター以外の出資及び出損団体の取扱い	12
様式 1	第三セクター改革プラン	13
様式 2	第三セクター等経営状況チェック表	20
様式 3	日向市第三セクター等経営状況及び点検評価結果報告書	21

# 1 はじめに

日向市において第三セクターは、市役所の外部にあつて独立した事業主体として、行政と密接に連携しながら公共サービスを提供するなど、行政機能を補完・代行する役割を果たしてきました。

しかしながら、規制緩和の進展やNPO等の市民活動の拡大による公的サービスの担い手の拡充、さらには指定管理者制度等の制度整備により官民連携の門戸が開放され、第三セクターを取り巻く環境は大きく変化してきています。

さらには、地方財政健全化法及び新地方公会計制度により、地方公共団体は、地方公営企業や第三セクター、公社なども含めた連結ベースでの自治体財政状況の公表が義務付けられ、安定的な経営が求められているところです。

第三セクターの経営状況は、地域経済が長期低迷する中で一段と厳しさを増しており、社会情勢の変化や市民ニーズに応じたサービスが提供できるよう、より一層の業務の効率化、経営の健全化が必要とされています。

一方、地方自治体にとっても、より簡素で効率的な市政運営を目指し、さらなる行政改革を進めるため、第三セクターの必要性等を考慮し、今後のあり方を含めて効率的・効果的な事業展開の方法や行政関与のあり方についても検討する必要があります。

これまで日向市では、第三次行政改革大綱において「第三セクター等の抜本的な見直し」を実施することとし、平成20年6月30日に通知された「第三セクター等の改革について」に基づき、株式会社日向サンパーク温泉について、改革プランの策定を行い、毎年、点検評価を実施しています。

また、平成21年6月23日には、総務省より「第三セクター等の抜本的改革に関する指針」(以下、「指針」という。)が出され、平成25年度までにすべての第三セクターを対象に経営状況に対する必要な検討を行うことが要請されました。

このため、日向青果地方卸売市場株式会社、公益財団法人日向文化振興事業団、株式会社東郷町ふるさと公社の3社について、平成24年度に日向市第三セクター経営検討委員会において、現地調査や経営状況の診断結果をもとにするなどして「日向市第三セクター経営検討報告書」を策定し、市長に今後の経営のあり方等についての提言を行ったところであります。

本指針は、第三セクターを取り巻く環境が大幅に変化している状況を踏まえ、日向市の第三セクターに対する基本的な方針及び今後のあり方の方向性を示すとともに、行政運営の健全化・効率化を目指し策定するものです。

平成25年10月

## 2 第三セクターの現状

### ① 第三セクターとは

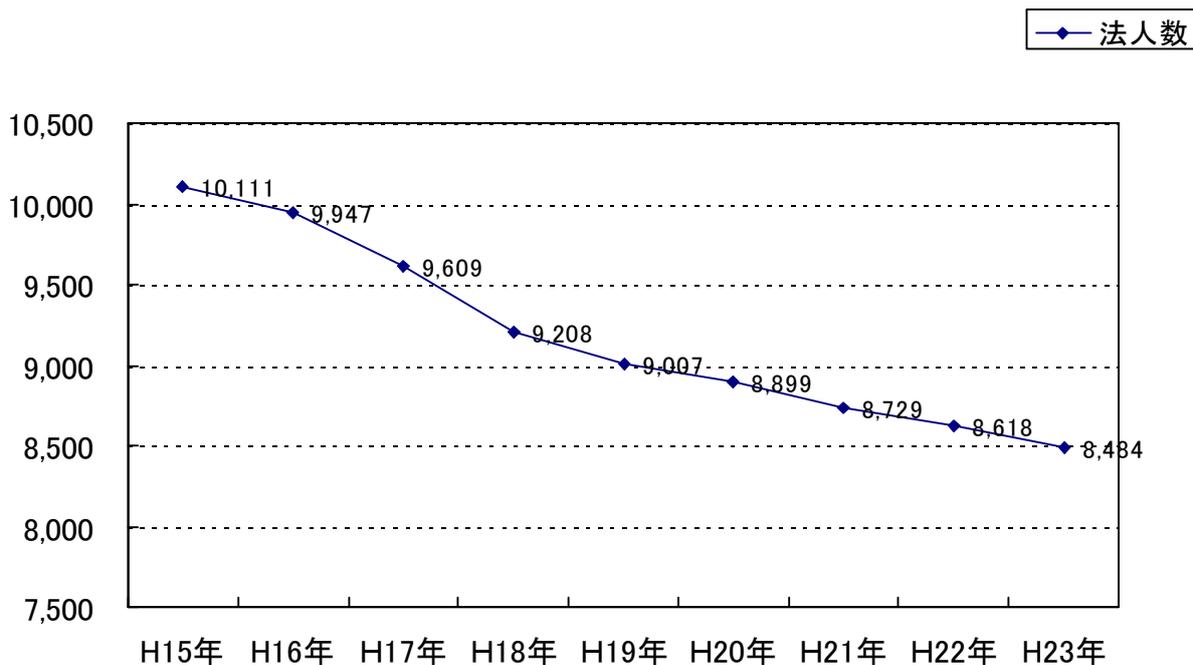
平成20年6月30日に総務省より「第三セクター等の改革について」が通知されました。その内容に基づき、この指針の内容は、以下に該当する法人及び地方公社(以下、第三セクター等)を対象とします。

- ・民法の規定に基づいて設立された社団法人若しくは財団法人又は会社法等の規定に基づいて設立された株式会社等のうち、市が基本財産又は資本金の25パーセント以上を出資している法人
- ・民法法人又は会社法法人のうち、市が基本財産又は資本金の25パーセント未満を出資している法人で、かつ、継続的に人的又は財政的な支援を行っている法人

### ② 全国の状況

平成23年3月31日現在、第三セクター等は、国の方針等を受け、8,484法人(社団・財団法人(特例民法法人を含む)3,723法人、会社法法人3,594法人、地方三公社1,084法人、地方独立行政法人83法人)であり、平成22年度の調査(8,618法人)に比べ、134法人、約1.6%減少しています。

### 第三セクター等の推移



### ③ 日向市の第三セクターの状況

平成 25 年 1 月 1 日現在の日向市における第三セクターは以下のとおりです。

市の出資等比率が 50%以上の団体

No	法人種別	法人名	出資等総額 (千円)	市出資等額 (千円)	出資等 比率	設立 年月日
1	財団法人	日向文化振興事業団	30,000	30,000	100.0%	H 1. 9.29
2	株式会社	日向サンパーク温泉	50,000	46,000	92.0%	H14. 1. 8
3	株式会社	東郷町ふるさと公社	30,650	30,000	97.9%	H9.10.16
4	株式会社	日向青果地方卸売市場	345,000	281,000	81.4%	H9. 1.20

※市の出資額による自治法上等の関与の度合や取り扱いの違いを以下に示します。

#### ・予算の執行に関する市長の調査権

地方自治法第221条第3項(同法施行令第152条)により、地方公共団体の首長は、出資割合が50%以上の法人に対して、予算の執行の適正を期するため、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずるように求めることができます

#### ・議会によるチェック

地方自治法第243条の3第2項(同法施行令第173条)により、地方公共団体の首長は、出資割合が50%以上の法人に対して、毎事業年度の事業の経営状況を説明する書類(事業の計画及び決算に関する書類)を作成し、議会に報告しなければならないとされています。

#### ・新地方公会計制度での連結対象

平成19年10月17日に総務省から貸借対照表などの財務書類の作成に関する報告書(新地方公会計制度実務研究会報告書)が公表され、地方自治体は、普通会計の財務書類に加え、地方公共団体全体及び連結の各財務書類を作成・開示することが要請されました。

連結の範囲は、地方公共団体(普通会計、公営事業会計)及び、地方公共団体が加入している一部事務組合・広域連合、地方公共団体が出資・出捐している第三セクター等とされています。

### 3 市の関与の基本的な考え方について

すべての第三セクターについて、実施する事業の意義や法人の必要性について再検討し、抜本的な改革を行います。

第三セクターで継続して実施すべきか民営化すべきかなど適切な事業手法を選択し、財政負担の軽減や自立的な運営を目指します。

また、市が主体的に取り組む課題や第三セクターが主体的に取り組む課題を明確にし、市の関与のあり方についても再検討し、第三セクターの経営改革を図っていくこととします。

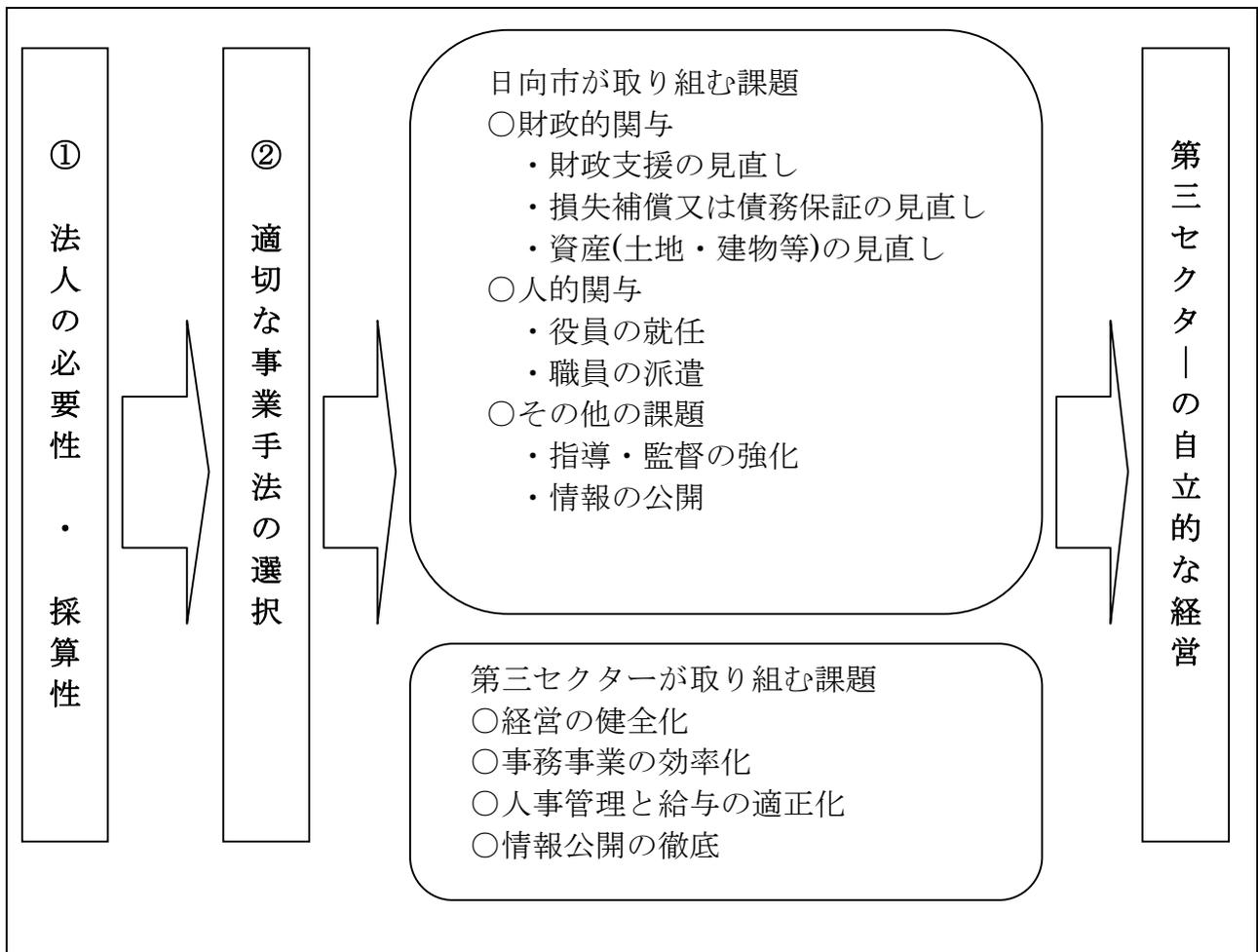
#### ○改革期間

平成25年度から平成28年度までの4年間を集中的に取り組む期間として、第三セクターの抜本的改革を推進します

#### ○実施体制

第三セクターの見直しや総括的な評価は、財政課が所管する「第三セクター経営検討委員会」で実施し、具体的な取り組みについては、第三セクターを所管する部課において「改革プラン」等を策定するなどして取り組みを進めることとします。

#### 抜本的な処理策検討の手順について



## ① 法人の必要性・採算性の検証について

第三セクターはこれまで、本市の行政活動を補完するために設立され、特に市民福祉の向上や産業振興、文化振興など重要な役割を果たしてきました。

しかしながら、社会情勢の変化や指定管理者制度の導入により、第三セクターでなくとも市民サービス提供が可能となったことなどから、第三セクターのあり方を見直す必要がでてきました。

検証項目	検証内容
設立された役割の確認	設立した目的やその目的の達成具合を評価し、存在する意義を再点検します
公益性(市の関与)の役割	公益的な事業が占める割合を確認し、市が主体的に行うべき事業なのか、法人が行うべき事業なのかを点検します
収益性(採算性)の確認	事業の収益性について、計画に対する達成状況及び将来の経営見通しについて、外部の専門家の意見を踏まえながら、採算性の有無を点検します
市民ニーズの確認	法人が実施している事業が、市民ニーズに合致しているかを点検します
民間委託等の確認	法人が実施している事業が、民間事業者等との競合はないか点検します。また、その事業分野において民間参入の余地があり、民間活力による代替が可能かどうかを検討します

## ② 適切な事業手法の選択

近年、公的サービスの提供の場において、各種法令等の整備により民間事業者参入の門戸が開放されています。第三セクター方式の経営ではなく、それぞれの法人にあった経営形態を選択し、健全な運営を行っていくことが重要となっています。

### 事業手法選択の基本的な考え方

事業手法項目	事業手法の考え方
必要性が高い 自立化を目指す (自立的運営可能)	市としての必要性が高く、自立的運営が可能な場合、法人の自立化を目指します。自立化とは、市からの財政的支援、人的支援を必要とすることなく、事業を展開することが可能な状態を指します。
運営の効率化を目指す (自立的運営不可能)	市として必要性が高いが、自立的運営が困難な場合、今後とも行政を補完する第三セクター等として存続させる必要があります。健全で安定的な自立できる運営を目指し、必要最小限の範囲において支援を継続します。
必要性が低い 他の法人形態への移行を検討 (自立的運営可能)	市としての必要性が低く、自立的運営が可能な場合、民間法人として運営を検討し、一層の効率化を図ります。市が所有する株式の売却、出資の引き上げ等を検討し、他の法人形態への移行を目指します。
法人の廃止を検討 (自立的運営不可能)	市としての必要性が低く、自立的運営も困難な場合、第三セクターとして存続させる必要もなく、独自の経営も難しいため、法人の廃止を目指します。

## 4 市が取り組む課題について

すべての第三セクター等を対象として抜本的処理策の必要性の検討、所要の対応を行った結果、なお、引き続き存続することにした第三セクターについては、これまでの市の関与のあり方を見直す必要があります。

市の関与について、以下のことを実施します。

### ①財政的関与の見直し

法人は本来、自主的な努力による運営を促す面から、市の第三セクター等に対する財政的関与については必要最小限とし、市が財政的関与を行う場合は、あらかじめ市と法人との間でその考え方を取り決めておくこととします。

#### ○財政支援(補助金等の執行、委託事業の取り扱い)

市からの財政支援は、公共性・公益性に見合ったものとし、法人の自助努力(自主財源の確保等)を求めつつ、その必要性、支援額について絶えず見直しを行い、原則として縮減を図ります。

ただし、市として積極的に推進する施策に関わるものについては、単なる赤字補てん的なものではなく、公的目的に対して事業内容を強化することもあります。

また、第三セクター等の主たる収入が、市の補助金及び受託事業で構成されている場合は、速やかにその対応策を検討し、措置を講ずることとします。

#### ○損失補償又は債務保証について

現在、日向青果地方卸売市場に対して損失補償を行っていますが、将来の新たな支出負担リスクを回避する観点から、今後、新たな損失補償又は債務保証の支出については、原則として行わないこととします。

また、法人の役員となっている職員が、個人で保証する場合も同様とします。

なお、貸付金の支出についても経営状況等勘案し、慎重に対応を検討します。

#### ○資産(土地、建物等)の見直し

日向青果地方卸売市場以外の第三セクターについては、その資産のほとんどが市有財政です。施設の老朽化により大規模は修繕や建て替えが必要となり、市の財政負担が増大することが予想されます。

施設の利用状況や使用料の実態を把握し、建物の必要性や類似施設との連携や統合も検討します。

## ②人的関与の見直し

第三セクターに対して行う職員派遣については、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」(平成12年法律第50号)を踏まえ、適切に対応する必要があります。また、定期的に点検・検証し、目的が達成された場合などにおいては、引き上げを行うなどの確な運営に努めます。

### ○役員の就任

- (1) 市の二役(市長・副市長)又は職員(部課長)が、第三セクターの役員(取締役・理事・監査役・監事・評議員等)に就任している場合、その経過・状況を十分検討した上で、退任が可能と判断されるものについては役員に就任しないものとします。
- (2) 市の二役及び職員は、原則として新たに第三セクター等の役員に就任しないものとします。(ただし、法令等で定めのある場合や、他の出資者との関係等で地方公共団体の長等が役員に就任する場合、又は出資(出捐)法人からの特段の要請に基づき就任する場合は除きます。)
- (3) 市の一般職員が退職後、直ちに第三セクター等の役員や管理職に就任し、経営に参画することは慎重を期すとともに、市と法人の適正・対等な関係を維持します。

### ○職員の派遣

- (1) 市の関与についての適正化を図るため、現在の職員派遣については、今後は市の施策を推進するなど、特別な場合を除き市職員の派遣を行わないものとします。ただし、所管の団体の経営状況等の把握のため、役員会等については、担当課職員がオブザーバーとして出席し、状況確認を行います。
- (2) 第三セクター等の改革(平成20年6月30日総務省通知)により、経営悪化や再生、組織の変更などの理由によりやむなく職員等を派遣する必要がある法人については、その目的と派遣・就任の期限を明確にし、必要最小限の関与に抑えることとします。

## ③点検・評価等の実施

第三セクターが行う事業について、その意義(公共性・採算性)や市民ニーズへの適応状況、経営状況(改革プラン達成状況)について、毎年度、点検・評価を行うこととし、併せて、第三セクター以外に効果的・効率的なサービス提供方法がないかなどの検討も行う必要があります。

特に経営状況の点検・評価は、将来的な財政見直しを行うなど、時機を失しない慎重な対応が求められます。

点検・評価は、「※日向市第三セクター経営検討委員会」で実施し、「日向市第三セクター改革プラン」(様式1)及び「第三セクター等経営状況チェック表」(様式2)にまとめ、市長に提出します。(※「日向市第三セクター経営検討委員会」詳細は12～13ページ参照)

市長は、第三セクター経営検討委員会から提出された点検・評価報告書について、各所管課に対し、調査及び検討を指示するとともに、必要に応じて取り組みの見直しを行います。

### ○事業の点検評価

事業の公共性・採算性をはじめ、民間企業活動(事業の競合等)との関係など「日向市第三セクター改革プラン」(様式1)を用いて点検・評価を行います。

特に他の事業手法(直営・民営等)との比較や第三セクター方式の活用意義(民間の経営ノウハウ発揮状況)など、点検・評価の重要なポイントになります。

### ○経営状況の点検評価

これまでの経営状況(決算結果)等により「日向市第三セクター等の経営状況チェック表」(様式 2)を用いて診断します。ただしこれは、あくまで予備的な診断であるため、この診断結果がそのまま第三セクターの方針決定をするものではありません(経営改革等に向けた協議資料となるもので、慎重に取り扱う必要があります)。

## ④その他の課題

市が取り組む課題で、これまでに示したものの以外の課題について、以下のとおり示します。

### ○指導監督等の強化

所管部課は、第三セクターの事業が市民が求める公共サービスと合致するよう第三セクターの設立目的を念頭に置き、第三セクターが直面する課題の解決のために必要な指導助言や、適切な支援等を実施します。

法人に対する監査の徹底を図るとともに、外部の専門家の活用を検討するなど、監査体制の更なる強化に努めます。

### ○情報公開の推進

市が出資し、市の業務と密接な関係を有している第三セクターの状況については、市としてその情報を積極的に提供し、説明責任を果たしていく必要があります。第三セクターに対する市の関与の状況や経営状況については、インターネット等も活用し市民に分かりやすく 公開するように努めます。

また、第三セクターに対しても、自ら積極的かつ分かりやすい情報公開を行うよう指導します。

### ○第三セクター経営検討委員会の設置

「第三セクター改革プラン」に基づく点検・評価については、「第三セクター等の改革(平成 20 年 6 月 30 日) 総務省通知」に基づき設置されている【日向市第三セクター経営検討委員会】で、毎年度実施します。また、経営状況が悪化又は将来的に悪化すると思われる法人の取り扱いについてもこの第三セクター経営検討委員会で調査等を行うなど、必要に応じて、第三セクターの存廃に係る見直し方針について検討を行い、市長に提言を行います。

## 5 第三セクターが取り組む課題について

第三セクターが自立的な経営を行っていくには、自らの経営の状況を分析し、自主的に経営改革に取り組んでいくことが重要です。

第三セクターは、以下に示す課題に取り組むなど、自立的運営に向けて努めることが重要です。

### ○業務の効率化

- (1)実施している事業が、設立目的に沿ったものであるかを再点検し、無駄な部門の整理統合を行う。
- (2)自立化や経営の安定化を図るため、運営経費のあり方や自主事業(収益事業)の採算性を検証し、市からの財政支援に頼らない、事業収入による自主財源の確保に努める。
- (3)市民へ提供するサービスに対する顧客満足度を把握し、サービス手法や内容についての検証を実施し、抜本的な見直しを推進する。
- (4)事業に係る出資構成団体等との役割分担を見直し、場合によっては支援の充実を要請する。

### ○経営責任の明確化

- (1)経営責任者は原則として常勤とし、官民を問わず適切な人材を求める。特に民間の経営ノウハウを有する人材を活用する。
- (2)常勤役員数は、三セク等の事業規模や内容に見合ったものとし、過大な経営体制とならないよう常に見直す。
- (3)業績や目標達成度を反映した役員報酬体系の導入を検討するなど、役員に対する報酬や退職金、在任年齢等についての見直しを行い、規程を整備する。

### ○人事管理・給与の適正化

- (1)変化する社会情勢に対応できる組織機構の改革と徹底した人事管理を推進する。
- (2)少子高齢化の影響による業務量の減少や経営環境の変化に対応するため、必要最小限の人員で業務を行い、適正な定員数を維持するとともに、職員の人材育成を充実させ、スリムで有機的な運営形態を実現する。
- (3)職員の給与水準や昇任については、他の外郭団体及び民間同業種等の賃金体系を参考に、給与・報酬等の均衡に配慮する。その年齢における市職員の平均給与を上回って職員に支給する場合は、市との協議を実施する。

### ○情報公開の徹底

- (1)市民に対する説明責任を果たすため、法人活動が公益性、市民ニーズの観点から、有効であるか、又は、設立目的に沿っているかなど検証・点検し、経営状況を公開。
- (2)情報公開にあたっては、事業内容・財政状況・職員数等を明らかにし、ホームページ等を利用し、市民に分かりやすい形式で公開(様式3 日向市第三セクター等経営状況及び点検評価結果報告書)

## ※ 第三セクター改革プランの策定と進行管理

第三セクター等が、自立的な経営を行っていくためには、常に自らの経営の状況を分析し、自主的な経営改善に取り組んでいく必要があります。

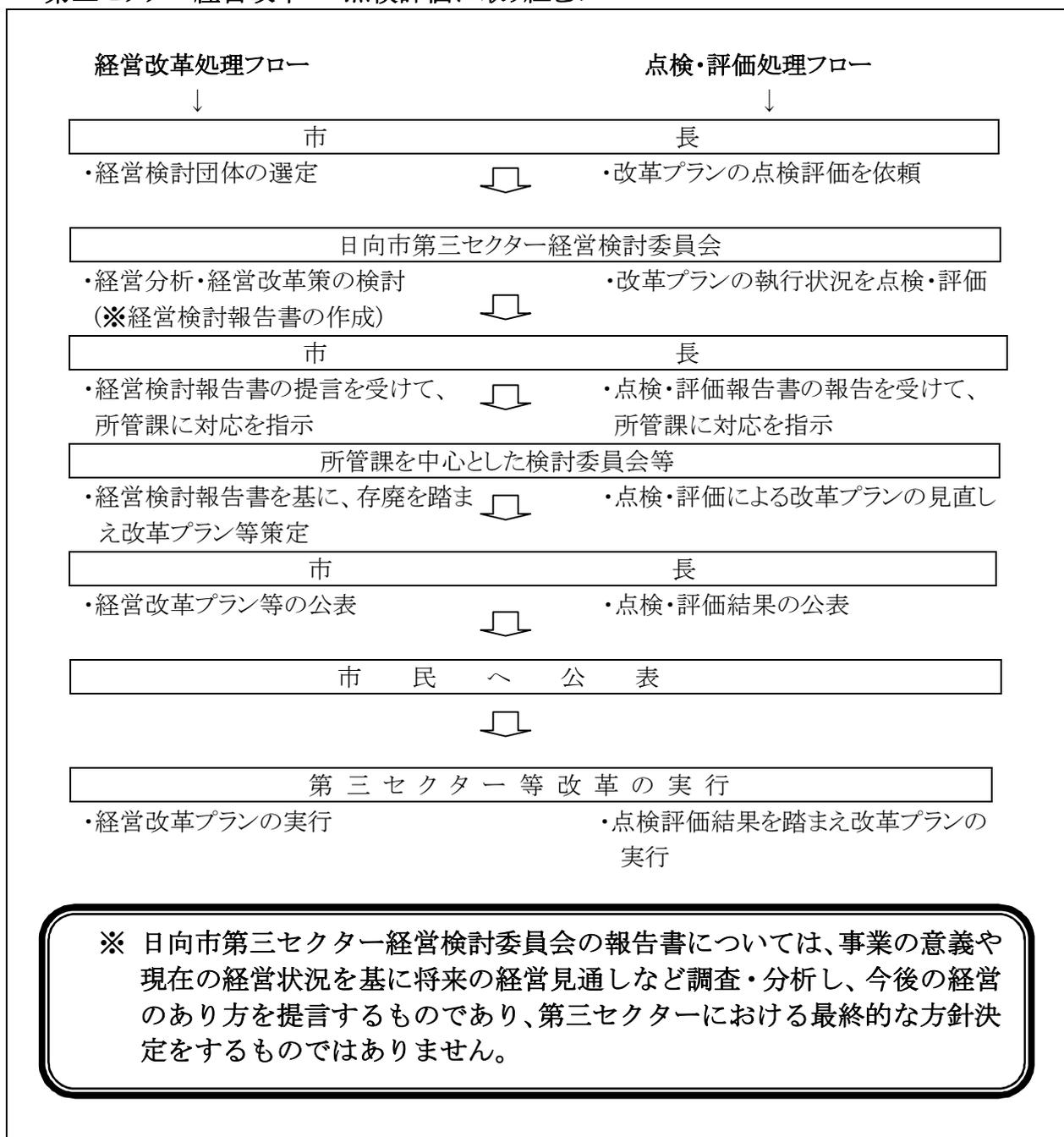
これまで第三セクターが課題として挙げている事項の解決に向けて、第三セクター等が、一定期間(3～5年)にわたり取り組む改革プランを策定することとします。

計画の策定にあたっては、本指針に併せ、平成21年度及び平成24年度に提言のあった「日向市第三セクター経営検討委員会報告書」等の内容を踏まえ、市の所管部局と十分に協議を行うこととします。

各団体は、改革プランに基づき、経営改革に取り組むとともに、市民ニーズなど経営環境の変化に応じて適宜、見直しを行うことにします。

なお、改革プランの様式は、「様式1 日向市第三セクター改革プラン」を基本とします。

### 第三セクター経営改革・点検評価に取り組むフロー



## 6 今後の方針

「市の基本的な考え方」で示したとおり、必要性・自立性の判断に基づき適切な経営形態を選択し、市として適切な対応に努めるとともに、第三セクター等の自立的経営に努めます。

また、経営形態・採算性の有無等に関わらず、市として以下の方針により、第三セクター等との関与の見直しを行っていきます。

### ○新規の第三セクターの設置

基本的に市の出資額が25%を超える新たな商法法人たる第三セクターの出資(設置)は行いません。

また、政府系金融機関の支援を受けるために、やむなく市が出資する場合においても、その損失補償及び債務保証については、市及び市長は関与しないこととし、設立時及び政府系金融機関の融資の前提条件にもその点に配慮することを明記させるものとします。

### ○第三セクターの統合及び公益法人の制度改革の取り扱い

現在、市が関係する商法法人たる第三セクターについては、定款の事業目的に類似性が認められる場合、統合についての検討を行います。

### ○民間活力の導入及び行政事務の第三セクターへの移管

逼迫した行財政改革の一環として、また、定員管理の適正化(第5次行政改革大綱)の推進に伴う業務の民営化及び事務事業の第三セクターへの委託等については、十分に事例及び法令(偽装請負・行政責任・瑕疵等)を検討した上で計画を作成することとします。

### ○第三セクター以外の出資及び出損団体の取り扱い

所期の目的が達成され、市が所有している必然性がないと認められた第三セクター以外の出資・出損団体については、有価証券等を処分する方向で検討を進めます。

様式1

第三セクター改革プラン

		市所管課	
団体名			
策定年月		計画期間	

1 団体基本情報(平成 年 月 日現在)

所在地	〒		電話番号		
			ホームページ	http://www	
代表取締役社長			常務取締役		
設立年月日			形態	株式会社	
資本金	円		市以外 の 出資 者		
出資者	出資金	出資割合			
日向市		%			
設立目的					
主な事業の概要	(1) (2) (3) (4) (5)				
役員数 評議員数	常勤		職員数(役員兼 務職員は除く)	正規	人
	非常勤			嘱託	人
	評議員			パート・アルバイト	人

・組織等の状況(図等で表示)

## 2 市の関与(平成 24 年度決算)

・市の出資等の状況

市出資額・出捐額		市出資・出捐率	
市補助金等支出額		派遣職員数 (平成 25 年 4 月 2 日現在)	
特記事項			

※市補助金等支出額は、市が支出した負担金、補助金(助成金、利子補給その他これに類するものを含む)、委託料(随意契約に係るものを含む)、指定管理料(非公募の場合に限る)その他これに類するものを含む。

## 3 日向市第三セクター経営検討委員会からの検討報告

経営検討報告内容

4 公益性の検証

(平成 25 年度決算)

基準	設立目的について「達成した」「達成できないことが確定した」「外部的要因により達成もしくは消滅した」のいずれかに該当する場合は、法人の廃止を検討する。	該当する
		該当しない
	第三セクターの行う事業(公益的事業)のうち、大半の事業と同種又は類似の事業を行う民間法人がある場合は法人の廃止を検討する。	該当する
		該当しない
	事業の収益性について、計画に対する達成状況及び将来の経営見通しにおいて、採算性が図れていない場合は、法人の廃止を検討する。ただし、事業の公益性が高く、財政支援(補助金または委託事業)が適切である場合を除く。	該当する
		該当しない
	人的関与(役員の就任・職員の派遣)を行っておらず、将来的にもこれらが不要と見込まれる場合は、市の関与の廃止を検討する。	該当する
該当しない		
社会情勢の変化により、第三セクターが主として行う事業が、収益事業となった場合、公益性を高める措置又は適切な経営形態への変更その他必要な措置を検討する。	該当する	
	該当しない	
類似又は同種の事業を行う第三セクターは、他の第三セクター又は出資法人との統合を検討する。	該当する	
	該当しない	
現状と課題	現状	
	課題	

5 採算性の検証

(平成 25 年度決算)

基準	ア 市が損失補償を行っている団体	損失補償に係る債務残高	円
		損失補償債務等負担見込額の算定基準における標準評価方式による債務区分(A～E)又は個別評価方式による参入割合(%) 【債務区分B～E又は参入割合30%以上は採算性なしと判断】	
	イ 市が損失補償を行っていない団体	経常利益・当期経常増減額(a)	円
		地方公共団体からの運営費補助額(b)	円
		a-b 【a-b がマイナスは採算性なしと判断】	円
		正味財産合計又は純資産の部合計(含み損のある資産を保有している場合は当該含み損を反映した額) 【マイナスは採算性なしと判断】	円
		債務の元利償還費 <sup>◎</sup>	円
		当該償還費を地方公共団体からの補助金又は実質的な新規貸付等に依存している額(d)	円
		【 $d \div c \times 100$ が 10%以上は採算性なしと判断】	%
	ウ 借入金等	借入金残高	千円
		借入金残高のうち日向市からの借入金	千円
		借入金残高のうち日向市の損失補償、債務保証に係るもの	千円
		損失補償額	千円
		債務保証額	千円
	現状と課題	現状	
課題			

## 6 経営健全化の計画

経営課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>■</li> <li>■</li> <li>■</li> <li>■</li> <li>■</li> </ul>						
経営健全化策	<ul style="list-style-type: none"> <li>■</li> <li>■</li> <li>■</li> <li>■</li> <li>■</li> </ul>						
具体的取組み	項 目	具体的取組み			効果予測		
	・経営形態見直し策						
	・経営体制強化策						
	・収入増加確保対策						
	・						
成果指標(数値目標)		H23 実績	H24 実績	H25 目標	H26 目標	H27 目標	H28 目標
財務指標	流動比率(単位:%)						
成果指標(数値目標)		H23 実績	H24 実績	H25 目標	H26 目標	H27 目標	H28 目標
活動指標	利用者数(単位:%)						
特記事項	<p>【財務指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul> <p>【活動指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>						

予定貸借対照表(株式会社用)

	H23 実績	H24 実績	H25 目標	H26 目標	H27 目標	H28 目標
(資産の部)						
1流動資産合計						
2固定資産合計						
資産の部合計						
(負債の部)						
1流動負債合計						
2固定負債合計						
負債の部合計						
(純資産の部)						
1株主資本						
資本金						
利益剰余金						
純資産の部合計						
負債純資産の部合計						

予定損益計算書

科目	H23実績	H24実績	H25目標	H26目標	H27目標	H28目標
(経常損益の部)						
1営業損益の部						
(1)売上高						
売						
上						
高						
計						
(受託料) 再掲						
(指定管理者料) 再掲						
(2)売上原価						
売上総利益						
(3)販管費及び一般管理費						
(原価償却費)						
営業利益						
2営業外収益						
(1)受取利息・配当金						
(2)その他の営業外収益						
3営業外費用						
経常利益						
(特別損益の部)						
4特別利益						
(1)固定資産売却益						
5特別損失						
(1)固定資産売却益						
6特別損失						
税引前当期純利益						
法人税、住民税及び事業税						
当期純利益						

予定貸借対照表(公益財団法人用)

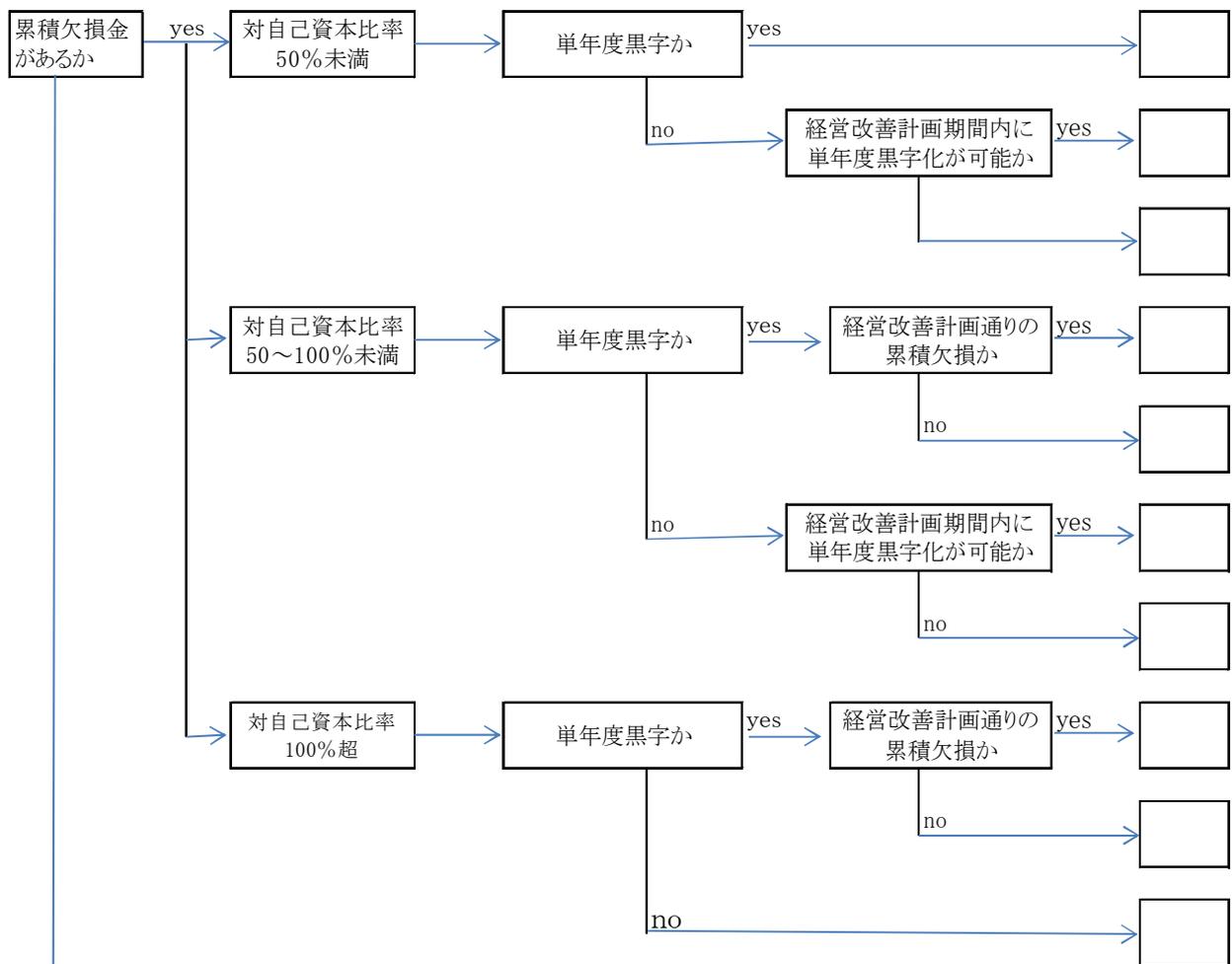
科目	H23実績	H24実績	H25目標	H26目標	H27目標	H28目標
(資産の部)						
1 流動資産合計						
2 固定資産合計						
資産合計						
(負債の部)						
1 流動負債合計						
2 固定負債合計						
負債合計						
(正味財産合計)						
1 指定正味財産						
2 一般正味財産						
正味財産合計						
負債及び正味財産合計						

予定正味財産増減計算書

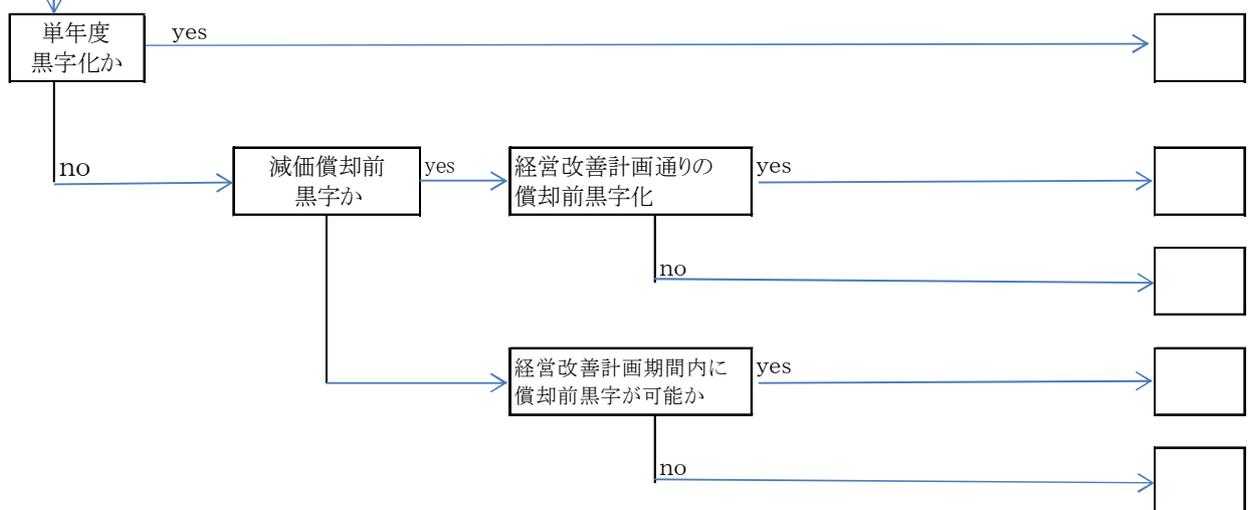
科目	H23実績	H24実績	H25目標	H26目標	H27目標	H28目標
(一般正味財産の部)						
1 経常増減の部						
(1)経常収益計						
(指定管理料)						
(市補助金)						
(2)経常費用計						
(減価償却)						
当期経常増減額						
(経常害増減の部)						
(1)経常外収益計						
(2)経常外費用計						
当期経常外増減額						
税引前当期一般正味財産増減額						
法人税及び住民税						
当期一般正味財産増減額						
一般正味財産期首残高						
一般正味財産期末残高						
(指定正味財産の部)						
受取補助金等						
特定資産運用益						
一般正味財産への振替額						
当期指定正味財産増減額						
指定正味財産期首残高						
指定正味財産期末残高						
(正味財産期末残高)						

様式2 第三セクター等経営状況チェック表

【貸借対照表からみて】



【正味財産増減計算書・損益計算書からみて】



- A 経営努力を行いつつ事業は継続
- B 事業内容の大幅な見直し等による抜本的な経営改善が必要
- C 深刻な経営難の状況にあり、経営の視点からは、事業の存続を含めた検討が必要

様式3 日向市第三セクター等経営状況及び点検評価結果報告書

作成基準日			作成担当部署			電話番号				
名称等	名称					代表者				
	所在地					電話番号				
	設立年月日					ホームページアドレス				
資本金										
設置目的										
事業(業務)内容										
役員数及び給与の状況	役員		役員報酬総額 (千円)H21年度		有給職員		有給職員の 平均年齢	職員給与総額 (千円)H21年度		
	総数	うち市出向者・退職者数			総数	うち市出向者・退職者数				
財務状況	貸借 対照 表	項目	金額(千円)			損益 計算書 ・ 正味財 産増減 計算書	項目	金額(千円)		
			前々年度	前年度	本年度			前々年度	前年度	本年度
		資産合計					経常収益			
		負債合計					うち市からの 補助金・委託料			
		資本合計					経常費用			
		累積欠損金					経常利益(損失)			
							当期利益(損失)			
				当期利益 (減価償却前)						
第三セクターへの 関与の状況	(1)公的支援									
	項目	金額(千円)			備考(目的・内容・算出根拠等)					
		前々年度	前年度	本年度						
	① 運営補助金									
	② ①以外の補助金									
	③ 指定管理料									
	④ 事業委託料									
	⑤ 税の減免額									
	⑥ その他									
	合計									
	※⑥その他項目名( )参考・利子補給金、出資金(追加)									
	(2)その他									
	項目	金額(千円)			備考(目的・内容・算出根拠等)					
		前々年度	前年度	本年度						
① 短期貸付金残高										
② 長期貸付金残高										
合計										
(3)人的支援										
人的支援の内容										
(前々年度)										
(前年度)										
(本年度)										
地方公共団体による 点検評価の結果	第三セクター等経営状況チェック表による 予備的診断結果	⇒	A	経営努力を行いつつ事業は継続						
		⇒	B	事業内容の大幅な見直し等による抜本的な経営改善が必要						
		⇒	C	深刻な経営難の状況にあり、経営の観点からは、事業の存廃も含めた検討が必要						
		⇒	ア	経営努力を行いつつ現状のまま存続						
		⇒	イ	事業内容等の見直しを行った上で存続						
		⇒	ウ	再建を行いつつ存続						
		⇒	エ	廃止、または完全民営化、もしくは事業の民間譲渡						
⇒	オ	その他( )								
今後の方向性										
	今後の方向性に関するコメント									
これまでの改善取り組み										
その他特記事項										

様式3-1 日向市第三セクター等経営状況及び点検評価報告書

経営状況	経営課題	経営健全化策 (具体的取組み)			取組結果	
成果指標(数値目標)	H22 実績	H23 実績	H24 目標	H24 実績	H25 目標	
財務指標						
財点 務検 指評 標価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>					
活動指標(数値目標)	H22 実績	H23 実績	H24 目標	H24 実績	H25 目標	
活動指標						
活点 動検 指評 標価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>					